

反社会的勢力排除に関する誓約書

年 月 日

地方独立行政法人奈良県立病院機構

理事長 殿

所在地

届出者 商号又は名称

代表者名

届出者は地方独立行政法人奈良県立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成30年11月1日施行）（「以下「規程」という。）第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと及び下記の事項について誓約します。

なお、下記の事項について確認するため、別紙役職員等名簿を提出し奈良県警察に照会が行われることに承諾します。また、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、契約解除、入札参加停止など、機構の行う一切の措置について、異議を申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

記

1. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
2. 1アからオまでに掲げるものを下請契約等の相手方にしません。
3. 下請契約等の相手方が反社会的勢力等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

以上

